

少年法22条の3第1項、同第2項及び22条の5第2項により各国選付添人が付された人員(既済)及び弁護士(国選)付添人の選任数(平成27年～令和6年)

	22条の3第1項による選任		22条の3第2項による選任		22条の5第2項による選任	
	人員	弁護士付添人選任数	人員	弁護士付添人選任数	人員	弁護士付添人選任数
平成27年	4	5	3,256	3,288	6	6
平成28年	3	3	3,200	3,242	10	10
平成29年	3	3	3,129	3,159	11	11
平成30年	2	2	3,407	3,442	6	6
令和元年	3	3	3,105	3,116	7	7
令和2年	6	9	2,938	2,976	8	8
令和3年	4	5	2,564	2,596	5	5
令和4年	1	1	2,580	2,612	9	9
令和5年	3	3	3,395	3,427	5	5
令和6年	5	7	3,739	3,769	6	6

- (注) 1 移送・回付・併合で終局した事件を除く。  
2 数値は裁判統計報告書及び各庁からの報告に基づくものである。

一般保護事件における検察官関与決定のあった人員(平成27年～令和6年)

	検察官 関与決定
平成27年	41
平成28年	29
平成29年	41
平成30年	43
令和元年	39
令和2年	35
令和3年	35
令和4年	35
令和5年	34
令和6年	44

- (注) 1 一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を除いたものをいう。  
2 次の事件を除く。  
(1) 簡易送致事件  
(2) (無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件及び(無免許)危険運転致死傷事件  
(3) 自動車運転過失致死傷事件、車両運転による過失致死傷事件及び車両運転による業務上(重)過失致死傷事件(いずれも令和4年3月以前終局分のみ)  
(4) 移送・回付で終局した事件  
(5) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)  
3 令和4年以降の数値は、統計取得方法の変更により集計可能となった上記2(3)の事件の令和4年4月以降終局分の数値を含む。  
4 令和6年の数値は速報値である。